

鶴岡市農業委員会第 28 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 2 時 10 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 6 番 松本 典子 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	2 番 齋藤 靖 推進委員 16 番 伊藤 貢 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 2 時 10 分
議 長	本日の欠席届は、2 番 齋藤靖推進委員と 16 番 伊藤貢推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 28 回西部農地部会を開会いたします。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、4 番 佐藤晃委員、5 番 荻原優太委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りと思っておりますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について 報告第 5 号 利用状況調査に係る非農地の判断について 報告第 6 号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第 5 号 利用状況調査に係る非農地の判断について》
	(説 明)《報告第 6 号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項であります、質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	農地法第 3 条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴 66 から順に、報告が複数の場合は順番に拘らずお願いします。2 番 阿部晃士委員。
2 番委員	2 番 阿部です。鶴 66 は、柿畑の処分のため、集落内の農業者である受人へ売却するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。鶴 67 は、中間管理事業で貸し付けていた農地を、耕作していた法人へ売却するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。続きまして鶴 70 は、清算に伴う申立て審判により受人へ売却するもので、こちらも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当と判断いたしました。鶴 73 は基盤強化法による貸借から農地法第 3 条による貸借へ変更するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。鶴 75 は労力不足により、隣接耕作者の借人へ貸付けるもので、こちらも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	続いて鶴 68 についてお願いします。7 番 吉住喜之推進委員。
7 番推進委員	推進委員 7 番 吉住です。鶴 68 ですが、規模縮小を考える所有者が同一集落の受人に売却するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴 69 について、5 番 荻原優太委員お願いします。
5 番委員	5 番 荻原です。鶴 69 は、農地処分のため隣接耕作者へ売却するもので農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	次、鶴 71 についてお願いします。11 番 池田賢成推進委員。

11 番 推進委員	推進委員 11 番 池田です。鶴 71 は、経営移譲に伴う親子間の貸借権の設定を行うもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴 72 について、3 番 石塚治己委員。
3 番委員	3 番 石塚です。鶴 72 ですが、基盤強化法による貸借期間の終了に伴い、農地法による再契約を行うものであります。今までも水田として水稻を作付けしてきましたが、丁寧に管理されており農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しております。
議 長	鶴 74 についてお願いします。9 番 佐藤圭介推進委員。
9 番 推進委員	推進委員 9 番 佐藤です。鶴 74 は、基盤強化法による貸借から農地法第 3 条による貸借へ変更するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴 76 と 77 について 8 番 田澤幸弘委員。
8 番委員	8 番 田澤です。鶴 76 ですが、これまで特定作業受委託により行ってきた貸借を農地法第 3 条による契約に変更するものです。鶴 77 は、基盤強化法による貸借期間の終了に伴い、農地法第 3 条による再契約を結ぶものです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	温海案件についてお願いします。15 番 本間長志推進委員。
15 番 推進委員	推進委員 15 番 本間です。温 16 から 21 までは、積雪のため航空写真にて、佐藤推進委員と事務局とで確認しております。温 16 から 18 の槇代の農地は、槇代集落から 1.5 kmほどにある水田で、令和 8 年からは近隣で耕作している借人が耕作することで話がまとまったものです。引き続き水稻を作付けしていく予定のため、特に問題はないと思われます。 温 19 の水田につきましては、関川集落に近い国道 345 号沿いにあり、作業受委託で行っていたものを令和 8 年から農地法第 3 条による賃貸契約とするものです。引き続き水稻を作付ける予定であり、問題なしと思われます。 温 20 につきましても、農地は関川集落の市道沿いにあり、今まで耕作していた方が水稻作付を辞めるため、令和 8 年から近隣を耕作していた借人が耕作することで話がまとまったものです。引き続き水稻を作付けしていく予定であり、問題はないと思われます。続きまして温 21 は小国集落に近い県道沿いの田であります。基盤強化法による貸借期間が満了となったため、農地法第 3 条による貸借を結ぶもので、引き続き水稻を作付けしていく予定です。こちらにつきましても問題はないと思われます。次に温 22 から 24 につきましては、3 月 3 日、現地にて佐藤推進委員と事務局とで確認しております。温 22 は集落に近い県道沿いの田で、貸人が自作しておりましたが、令和 8 年からは、近隣を耕作している借人が耕作を引き受けることで話がまとまり今回の手続きとなったものです。温 23 と 24 は、戸沢集落の県道沿いにあり、今までは作業受委託で借人への耕作を依頼しておりましたが、令和 8 年からは、農地法第 3 条による賃貸契約を結ぶこととしたもので、今後も水稻を作付けしていく予定であり問題はないと思われます。いずれにつきましても農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。1 番 五十嵐覚委員。
1 番委員	1 番 五十嵐です。83 ページの温 19 は私に関係する案件ですので、退室の許可を願います。
議 長	退室を許可します。

		1 番委員退室
議	長	それでは温 19 についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手を願います。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、温 19 について質疑を終結し、採決を行います。賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、温 19 については、議案通り決しました。1 番 五十嵐覚委員の入室を許可します。
		1 番委員入室
議	長	それでは温 19 以外の案件について審議を行います。質疑のある方は挙手願います。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の温 19 以外について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第 1 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明)《議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について》
議	長	この農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、書面で開催された農用地利用調整会議で承認されております。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。3 番 石塚治己委員。
3 番委員		3 番 石塚です。一つだけお願いなのですが、賃借料 0 円の件につきまして、物納の場合にも 0 円と設定されているようです。その際に、物納のトラブルがないようにぜひ指導の方をよろしくお願いしたいと思います。 それから、機鶴 417 は私に関係する案件ですので、退室の許可を願います。
議	長	退室を許可します。
		3 番委員退室
議	長	それでは機鶴 417 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手を願います。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、機鶴 417 について質疑を終結し、採決を行います。賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、機鶴 417 については、議案通り決しました。3 番 石塚治己委員の入室を許可します。
		3 番委員入室
議	長	それでは機鶴 417 以外の案件について審議を行います。質疑のある方は挙手願います。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）の機鶴 417 以外の決定について、賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 2 号については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これをもちまして、第 28 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 40 分

	議長 <u>原 田 政 幸</u> 議事録署名委員 <u>佐藤 晃</u> 議事録署名委員 <u>萩原 優太</u>
--	---